

写真撮影およびビデオ撮影等の皆様へ

福岡市名勝指定 友泉亭公園の施設利用について (利用規定)

指定管理者 安藤造園土木株式会社

友泉亭公園管理事務所 TEL/FAX 092-711-0415

友泉亭公園での写真撮影やテレビ撮影等に関して、下記の事項を十分に認識され、皆さんに気持ちよく施設を利用していただけるようご協力をお願いいたします。利用規定を守られない場合は、退園となることもございますのでご了承下さい。また、今後、施設の利用許可はできませんので申し添えます。

1. 利用時間の厳守

利用者は規定の時間内に更衣や使用した備品の返却、清掃、後片付けまで完了の上、退出して下さい。道具類のお預かりは行っておりません。

2. 撮影時の衣装について

福岡市名勝指定である当園の趣きを損ない、他人に不快感を与える衣装や肌の露出はご遠慮下さい。

3. 公園の立入禁止区域

事故のおそれがありますので、必ず園内の表示に従って下さい。また、こけの中に立入らないで下さい。

4. 利用料の精算と入退園

利用料は1.5時までにお支払い下さい。また、入園後一旦外出されて再入園される場合は、外出時に公園職員にご相談下さい。また、お帰りの際は、必ず事務所に声をかけて下さい。

5. その他

- ・ 予約申請は申請書をファックスで送信するだけではなく、その前に必ず電話で日にち、時間、部屋などご確認ください。
- ・ 予約して使用している部屋以外の場所に荷物を広げないで下さい。また、部屋のふすまを開け放しにならないで下さい。
- ・ 借りている部屋以外での大型ストロボの使用はできません。また、大広間を借りて大型ストロボを使用される場合は、必ず襖と障子をお閉め下さいますようお願いいたします。
- ・ 備え付けの物を移動された場合は、撮影終了後、速やかに元にお戻し下さい。
- ・ 大きな声を出す、一般入園者を足止めする、一般入園者に指示を出すなどの行為はお慎み下さい。
- ・ 他の撮影隊とスケジュールが重なる場合もございます。ご了承下さい。

許可ができないもの (福岡市公園条例第4条)

1. 他人に危害を及ぼし、または他人の迷惑となる物品または動物の類いを携行する場合。
* ペットの持込み、予約以外の部屋へのカメラ機材や配線等の持込み等。
2. 公益を害するおそれがあると認められる場合。
* 撮影等によるみだらな行為、公園の静けさを損なう騒音等。
3. その他、公園管理上支障があると認められる場合。
4. 過去において、公園管理上の指示に従わなかった場合。

以上、ご理解とご協力をお願いいたします。ご利用に際し、相談等がある場合はお気軽に事務所へお申し出下さい。